



平成 26 年 7 月 8 日
海 上 保 安 庁

港則法施行令の一部を改正する政令について

1. 背景

港内は、一定の水域に多数の船舶が頻繁に出入りし、かつ、停泊、荷役等を行う場所であることから、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図るため、港則法（昭和 23 年法律第 174 号）において、船舶交通量が多い等の理由から船舶交通の規制等を行う必要のある 500 港を対象として、港内での停泊の制限、防波堤の入口又は入口付近での航法、工事作業の許可等の規制を課している。

今般、港湾工事の進捗に伴う船舶交通流の変化等に対応するため、網走港、波浮港、舞鶴港及び徳山下松港の港の区域（以下「港域」という。）を変更する等の必要があるもの。

2. 概要

（1）網走港・波浮港

防波堤の延伸工事に伴う船舶交通流の変化に対応するため、港域の拡張を行う等の所要の改正を行う。

（2）舞鶴港

港域の境界である橋梁の下流に、新たに「前島みなと歩道橋」が設置されたことに伴い、船舶の航行実態が無くなった港域部分を縮小する。

（3）徳山下松港

航路を延伸するための浚渫作業が進められており、当該作業の進捗に伴う船舶交通流の変化に対応するため、港域の拡張を行う。また、港湾運送事業法の適用区域についてもあわせて拡張することとする。

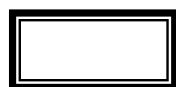
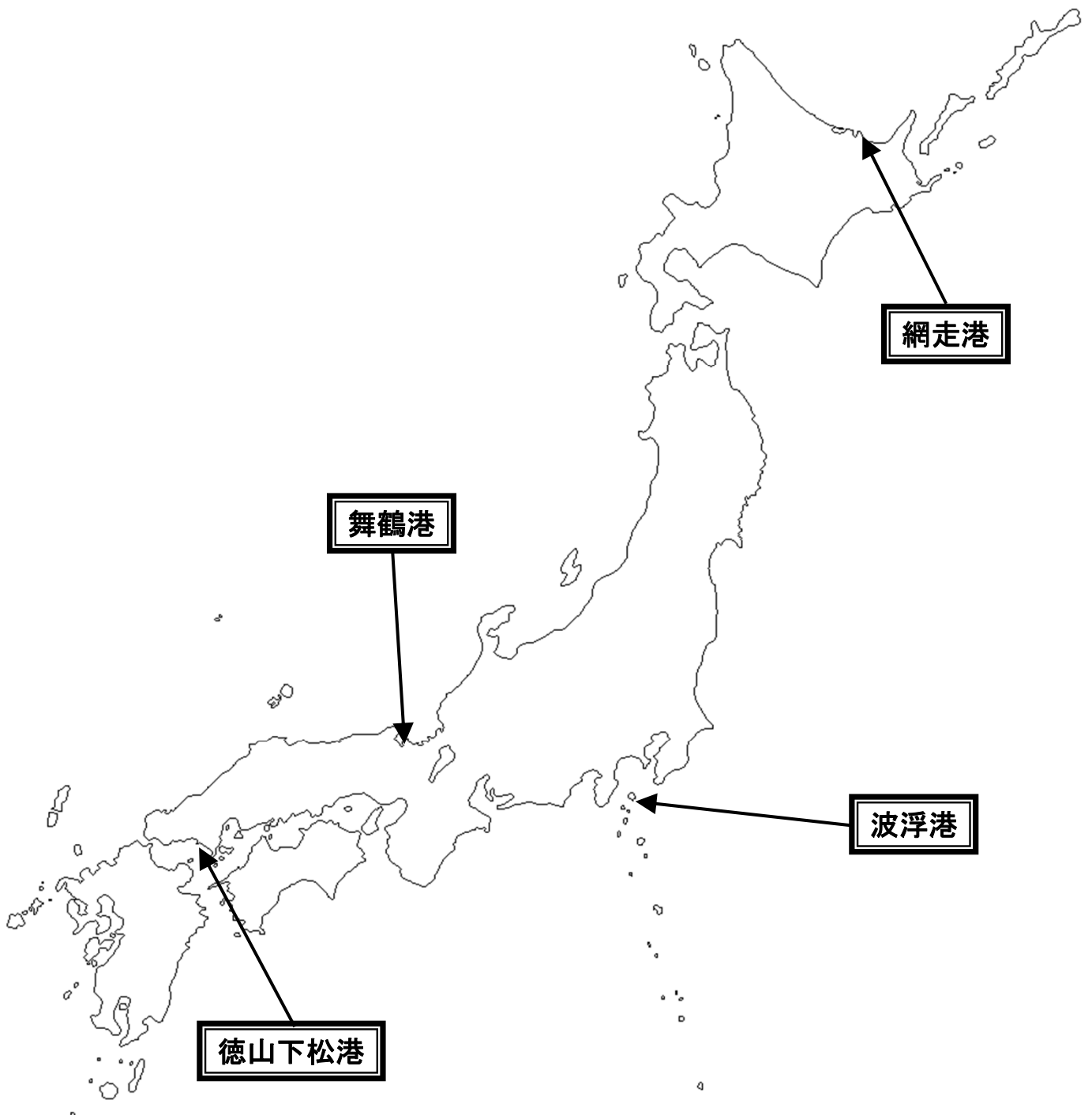
（4）天塩港、瀬戸港

港域表現に用いられている基点について、位置の補正等の所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール

閣	議	平成 26 年 7 月 8 日
公	布	平成 26 年 7 月 11 日
施	行	平成 26 年 8 月 1 日（徳山下松港関係：平成 27 年 2 月 1 日）

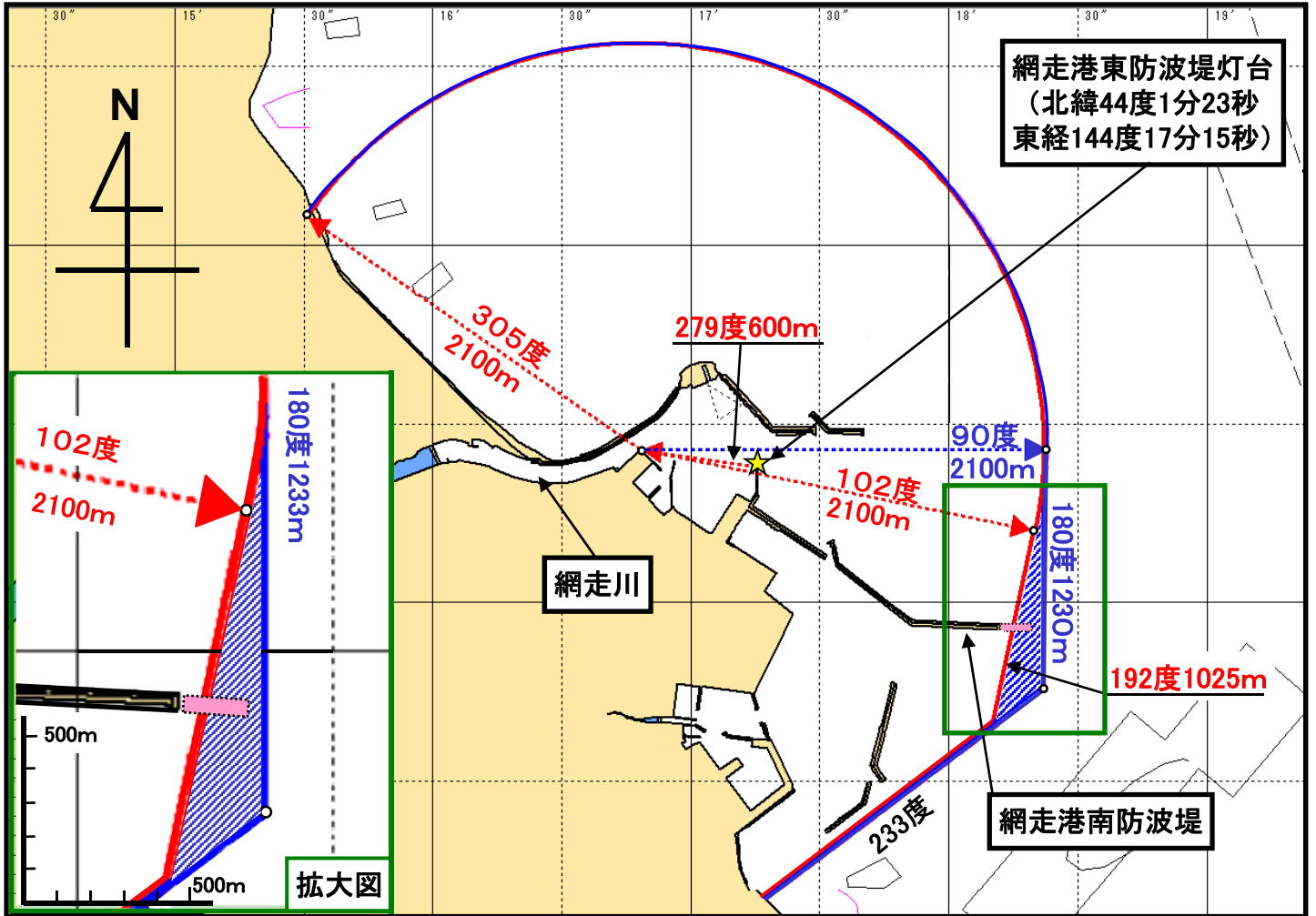
港則法施行令一部改正総括図



: 港域を変更する港

あほしり 網走港

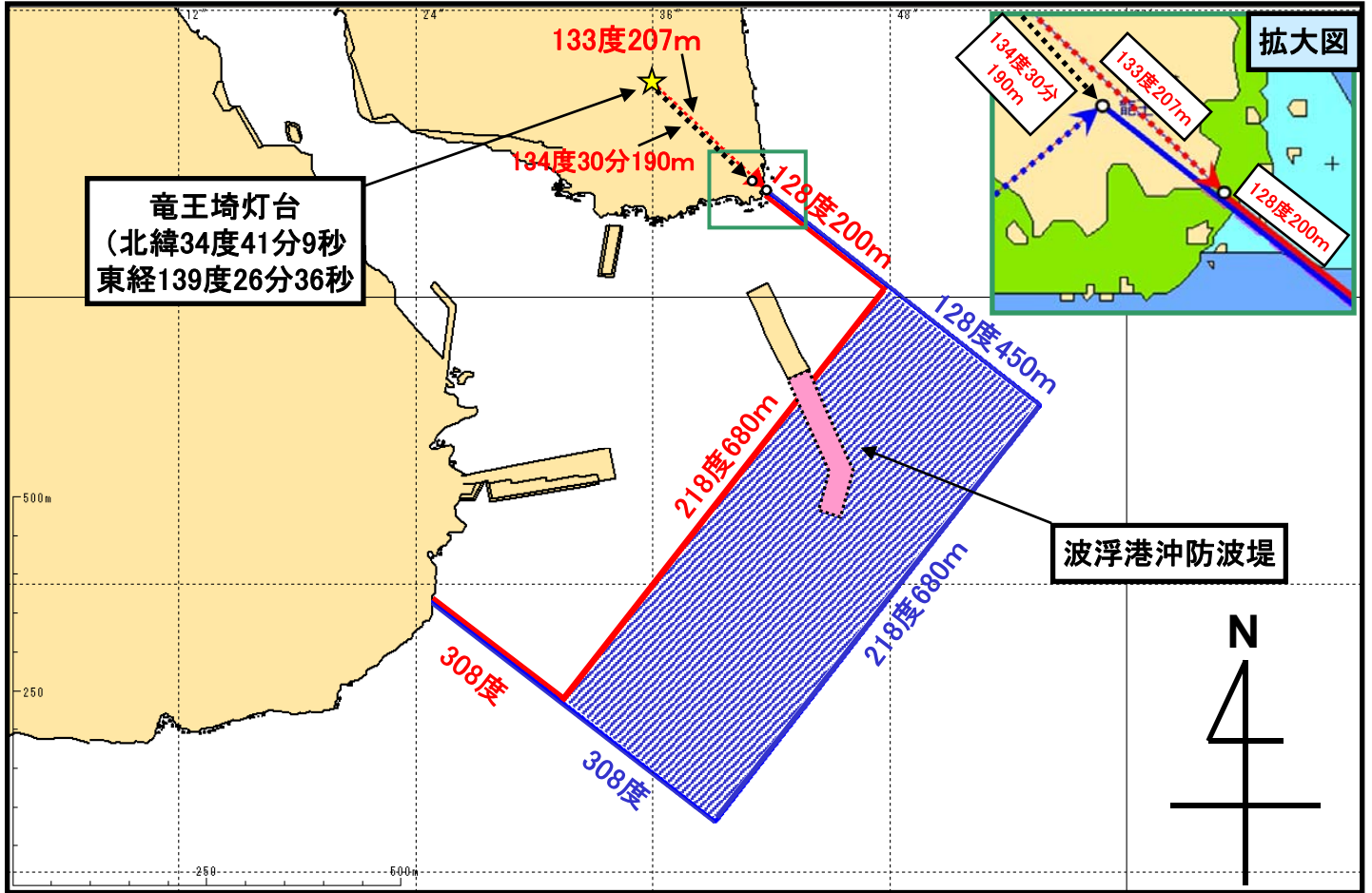
(北海道)



— : 現港域 — : 改正後港域 ▨ : 拡張港域 ⋯ : 延伸部分

波浮港

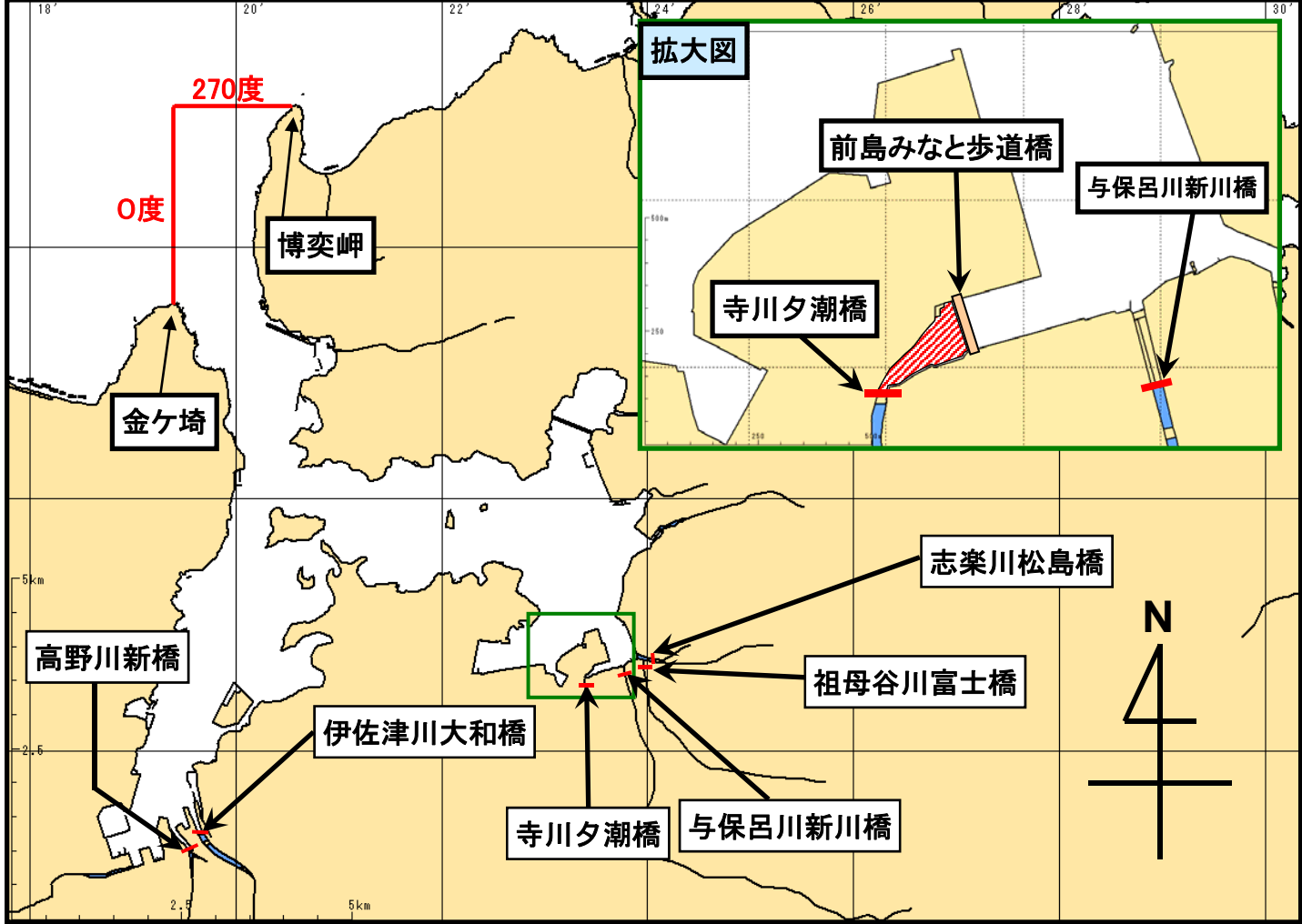
(東京都)



- : 現港域
- : 改正後港域
- ▨ : 拡張港域
- ⋯ : 延伸部分

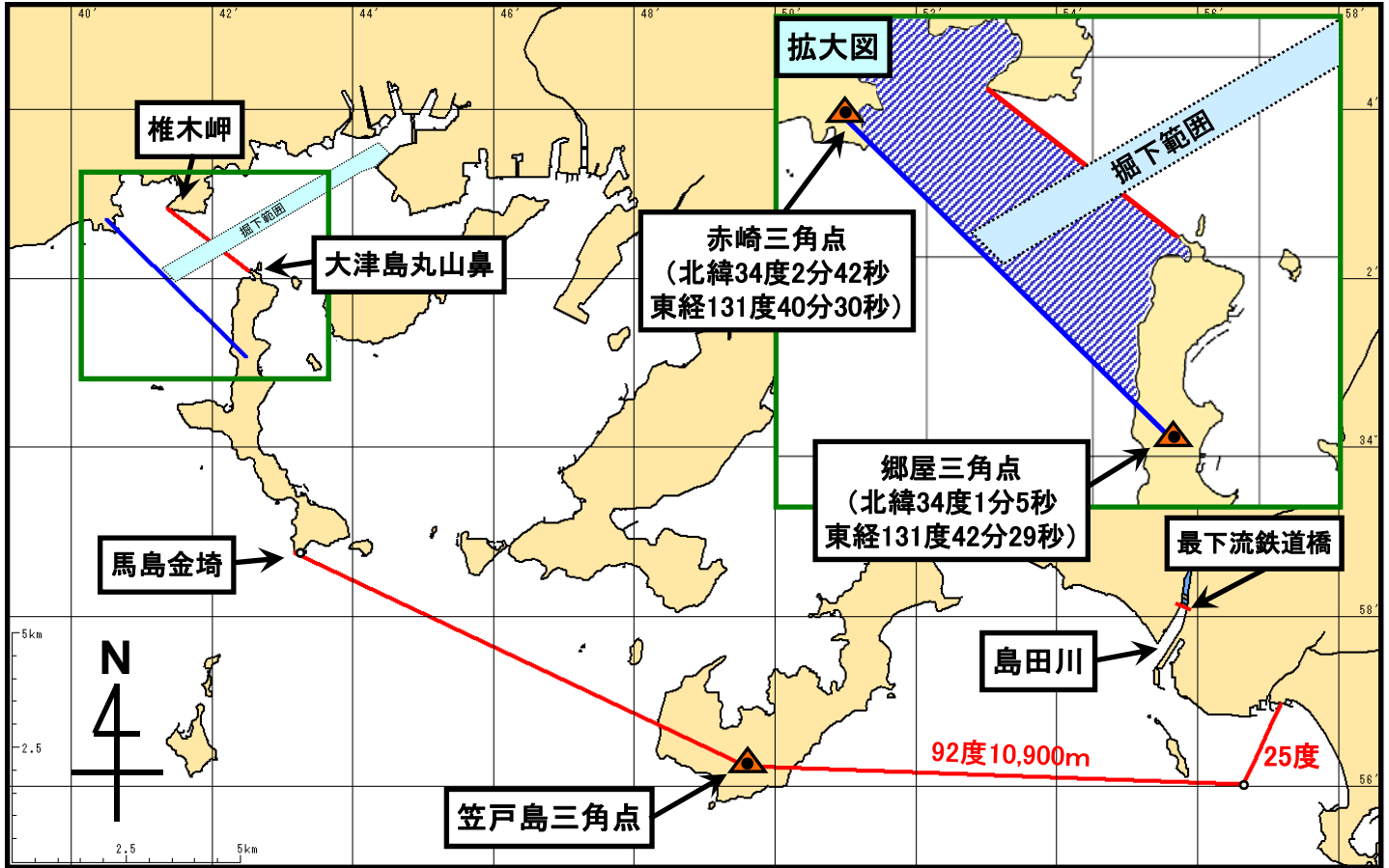
まいづる 舞鶴港

(京都府)



とくやまくだまつ
徳山下松港

(山口県)



— : 現港域
 — : 改正後港域
 : 拡張港域
 : 延伸部分